

重大な消防法令違反の建物を ホームページなどで公表します

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする方が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防が確認した「**重大な消防法令違反**」を「**公表する制度**」です。

【公表の対象となる建物】

飲食店、物品販売店舗、ホテル、旅館、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方が利用する建物です。（特定防火対象物に区分される建築物）

【公表の対象となる違反】

消防法令により建物に設置が義務付けられている消防用設備等のうち、次の設備が設置されていないものです。

- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

【公表の方法】

- 秦野市のホームページで公表します。
- 消防本部及び消防署で閲覧により公表します。

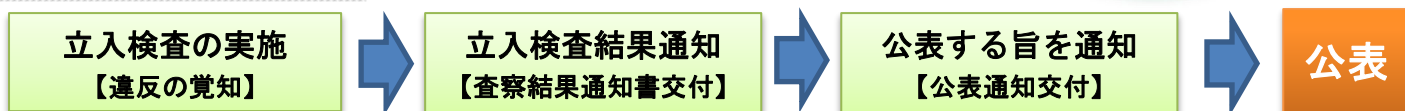
※（違反対象物を市のホームページ等で公表したときは、「広報はだの」に公表した旨を掲載します。）

【公表する内容】

- 建物の名称
- 建物の所在地
- 違反の内容



【公表までのながれ】



立入検査の結果を通知した日の翌日から起算して30日を経過しても、
なお、公表の対象となる違反が認められるときに公表します。

【建物関係者の方へ】

建物を使用する用途を変更する場合や増改築を行う場合などは、新たに「消防用設備等を設置する義務」が生じることがありますので、事前に消防本部予防課へご相談ください。